

城内博著「化学物質とどうつきあうか - 管理のすすめ方 - 」中央防災新書、中央労働災害防止協会  
2009年8月25日刊を読む

化学物質とどうつきあうか - 管理のすすめ方 -

1. 化学物質の管理は、行政や事業者が行うべきものと考えられて来た。しかし化学物質の種類や用途があまりに多様になり、行政や事業者だけでは対応しきれなくなった。さらにオゾン層破壊、地球温暖化、難分解性物質による土壌や水の汚染などの問題が深刻になり、化学物質のライフサイクル(製造、流通、使用、廃棄まで)を通して、すべての人が化学物質を適切に管理するために行動することが必要になってきた。
2. これまでの経験あるいは知識や情報の集積のおかげで、化学物質の危険有害性の種類に対応して取るべき対策もわかってきた。しかし、なおさまざまな理由で化学物質管理に関する問題は山積している。一つの救いは、これらの問題に対し世界が一つになり取り組もうとしていることである。
3. 日本の化学物質管理は「法規準拠型アプローチ」で推進されてきたが、これらの法規制のほとんどは災害発生後に後追いにつくられ、しかも関係省庁が別々に規制を行ってきた経緯がある。最近10年間の化学物質管理に関する国際的な動きは急で、日本もそれへの対応を迫られている。関係省庁の分野を横断して包括的に化学物質管理を行おうとする世界的な潮流への対応は、現在の法体系では簡単ではない。
4. 特に先進諸国の法規制と比較して、日本の法規制に欠けている重大なものが一つある。それは、化学物質の危険有害性をそれを取扱う人に伝えるための包括的なシステムが無いということである。これは「危険有害性が書かれていなければ安全であろう」という間違っただ判断に結びつく可能性を包含しており、実際化学物質の取扱者が危険有害性を知らないために起こした事故例は数え切れないであろう。危険有害性に関する情報が無ければ、「知る権利」は成り立たないし、リスクアセスメントも労働安全衛生マネジメントシステムもライフサイクルに応じた化学物質管理も絵に描いた餅である。今後、世界的な潮流の中で、人の健康と地球環境を守るために、行政、事業者、労働者、消費者、すべてが情報を共有し行動できるような基盤整備が必要であろう。

P268 ~ 269

[コメント]

医師でもある城内先生の指摘された上の文章の中の5つの下線部の重要性をかみしめたい。

- 2011年5月12日 林 明夫記 -

